選挙管理委員会から、重度障がい者の方へお知らせです

投票所へのタクシーによる 移動支援を行います

投票所⇔自宅の往復に利用できます。

新居浜市における投票所移動支援事業として、重度の障がいをお持ちの方を対象に、 投票日当日に自宅等から投票所への往復に利用できる「投票所移動支援専用タクシー 乗車券」を交付します。

【制度利用対象者について】

- ○身体障害者手帳(1級又は2級)所持者及び介助者・介護者又はその家族
- ○療育手帳(A)所持者及び介助者・介護者又はその家族
- ○精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者及び介助者・介護者又はその家族
- ※ただし、新居浜市における「新居浜市重度障害者(児)タクシー利用助成事業」において助成対象外となっている施設に入所中の人を除きます。

【制度の利用方法】

- 1. 利用希望者は、選挙管理委員会事務局へ「投票所移動支援利用申請書」を提出し、 投票所移動支援専用タクシー乗車券(以下、乗車券という。)の交付を申請します。 (代理による申請が可能)
- 2. 選挙管理委員会において申請書の内容を確認し、「新居浜市投票所移動支援対象者 台帳」に登録します。
- 3. 台帳に登録された方には、選挙の際に「投票所入場券」の封筒に「乗車券」を同封してお送りします。
- 4. 投票日が近づいたら、タクシー事業者へ「乗車券」を利用することを申し出たうえで、利用者が直接、タクシーを予約します。(往復利用と投票時間の待機を含むため)
- 5. 投票日当日、自宅等にタクシーが到着したら、乗車して投票所へ行きます。(乗車 券と手帳を持参してください。)
- 6. 投票所で降車し、投票を行い、投票終了後、同じタクシーで帰宅してください。
- 7. 自宅到着後、「乗車券」に必要事項を記入し、タクシーの乗務員に渡してください。

【制度利用にあたっての注意点】

- 1. 利用可能な日時は、投票日当日の11:00~18:00までです。新型コロナウイルス感染症対策 として混雑する時間帯の利用はできませんのでご理解、ご協力をお願いします。 (投票所への到着、投票終了が利用可能時間内になるようにしてください)
- 2. 利用区間は、自宅(乗車地)とその投票区投票所との往復です。途中下車や乗車地以外への移動はできません。
- 3. 期日前投票所への利用はできません。
- 4. 空きがあれば、福祉タクシーを利用することは可能ですが、台数に限りがあるため、予約の段階でタクシー会社に申し出てください。

[Q&A]

- 問① 「申請書」は選挙のたびに必要ですか。
- 答① 提出のあった「投票所移動支援利用申請書」を受理、審査のうえ、台帳に登録します。以降 の選挙については、台帳に基づき個別に選挙のご案内をお送りしますので、移動支援を希望 する場合に電話等で乗車券の申請をしてください。
- 問② 「助成対象外となる施設に入所中」とは。
- 答② 「新居浜市重度障害者(児)タクシー利用助成制度」において助成対象外となっている施設については、施設における入所者サービスの内容にこれらの移動支援が元々含まれていますので、本事業の対象とはなりません。詳しくは選挙管理委員会事務局までお問合せください。
- 問③ 同居の家族も一緒にタクシーを利用できますか。
- 答③ 利用できます。ご家族の方や介助する方が同乗することは差し支えありません。

●令和3年度に行われる選挙●

任期満了に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

が予定されています。(任期満了日は令和3年10月21日)

利用の申し込み・問合せ先

新居浜市選挙管理委員会事務局(市役所 5 階)

(電話) 65-1311 (FAX) 65-1641 (メール) senkan@city.niihama.lg.jp

※「投票所移動支援利用申請書」の様式は、同封の用紙をご利用いただくか、市選挙管理委員会ホームページにも掲載しています。



選挙管理委員会 事務局のサイトは こちらから